

米原市臨時職員（手話通訳者または手話関係事務職員）募集要項

滋賀県米原市臨時職員採用試験を次のとおり行います。

平成31年(2019年)3月27日

米原市長 平尾道雄

1 採用予定人員 臨時職員（手話通訳者または手話関係事務職員） 1人

2 勤務条件

- ① 勤務内容 手話通訳および手話関係事務
- ② 勤務場所 米原市役所山東庁舎 社会福祉課
- ③ 任用期間 平成31年(2019年)4月1日または任用の日から平成31年(2019年)9月30日まで
- ④ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、所定時間外勤務有）
- ⑤ 賃 金 手話通訳士または都道府県登録の手話通訳者の資格を有する方 日額 10,700円
上記以外の方 日額 6,820円
- ⑥ 手 当 通勤費（一般職員に準じた通勤手当相当分）
- ⑦ 加入保険 健康保険、厚生年金および雇用保険
- ⑧ 休 暇 休暇制度あり（ただし、市の規程による。）
- ⑨ 勤務を要しない日
土曜日、日曜日および米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条で定められた休日

3 受験資格 ①②の条件をいずれも満たすとともに、③～⑤の条件のうち1つ以上を満たす方
①障がい福祉に理解と熱意のある方で、パソコンによりエクセル、ワードの基礎程度の事務ができること
②普通自動車運転免許を有していること
③手話通訳士または都道府県登録の手話通訳者の資格を有する方
④手話通訳者養成講座（厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応）を修了した方
⑤都道府県登録の手話通訳者として活動した経験がある方

4 試験

- ① 日 時 試験申込時に調整します。
- ② 場 所 米原市長岡1206番地 米原市役所山東庁舎
- ③ 持 ち 物 履歴書（写真添付のこと。）、筆記具、手話通訳士または手話通訳者の有資格の方は資

格を証明できるものの写し

- ④ 方 法 作文試験 文章による表現力等について試験を行います。
口述試験 面接による試験を行います。
実技試験 手話による表現力等について試験を行います。

5 結果発表 試験実施日から1週間以内に通知をします。

6 試験申込

① 期 間 随時（執務時間中：午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

② 方 法 申込みは、電話またはファクシミリで受け付けます。
ファクシミリの場合は氏名、連絡先を記入の上、以下へお申し込みください。

米原市役所健康福祉部社会福祉課

電 話 0749-55-8102

FAX 0749-55-8130

7 注意事項 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。

<欠格条項>

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

8 問合せ先 米原市役所健康福祉部社会福祉課

電 話 0749-55-8102

FAX 0749-55-8130